

## 板橋区立幼稚園における副食費の徴収免除に係る事務処理要領

令和5年2月28日教育長決定

### (趣旨)

第1条 この要領は、板橋区立幼稚園に係る副食費の徴収免除に関する要綱（令和5年2月28日区長決定。以下「要綱」という。）の定めるところにより処理する徴収免除及び徴収免除に伴い必要となる給食事業者への徴収免除相当額の支払いに関して板橋区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食 仕出し弁当事業者が調理した弁当による区立幼稚園の満3歳以上教育・保育給付認定子どもへの昼食提供をいう。
- (2) 給食事業者 区立幼稚園の注文を受けて、給食に係る弁当の調理及び提供を行う事業者をいう。
- (3) 給食経費 給食の実施に応じて区立幼稚園が給食事業者を支払う費用をいう。
- (4) 給食費 区立幼稚園が給食を利用する満3歳以上教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者から徴収する額をいう。
- (5) 徴収免除相当額 要綱第3条に規定する徴収免除の対象者の給食利用に伴い生じる給食経費と給食費との差額であって、給食経費として給食事業者へ支払うべき額をいう。

### (徴収免除額の確認)

第3条 委員会は、毎月5日までに、前月の初日から末日までの間における給食の利用者、利用日等について、区立幼稚園から実績報告を受けるものとする。

- 2 委員会は、前項の実績報告を受けたときは、当該月における徴収免除の対象者の人数、利用日数等を確認の上、別表に定めるところにより、徴収免除額を算出するものとする。

### (徴収免除相当額の確定)

第4条 委員会は、前条第2項の規定により算出した徴収免除額が、前条第1項の報告に基づき算出する徴収免除相当額と一致することを確認の上、徴収免除相当額を確定するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により確定した徴収免除相当額を、東京都板橋区会計事務規

則（昭和39年板橋区規則第3号）の定めるところにより、区立幼稚園が指定する口座へ振り込むものとする。

- 3 前項の規定による事務処理に当たっては、区立幼稚園が遅滞なく給食事業者の指定する支払期日に給食経費を支払うことができるよう、留意するものとする。

#### 付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 徴収免除額の算出方法

| 給食の実施方法 | 徴収免除額の算出方法  |
|---------|---|
| 外部搬入    | 外部搬入業者に依頼し<br>「1日あたりの副食費相当額」を算出×給食日数<br>※ 「1日あたりの副食費相当額」は、外部搬入業者に算出を依頼する。ただし、外部搬入業者による算出が困難な場合は、給食実施年度における新制度移行幼稚園公定価格上の副食費徴収免除加算の単価を「1日当たりの副食費相当額」として算出する。 |